

芸術文化に関する全国大会等出場報奨金交付要綱

平成11年1月26日制定

(目的)

第1条 この要綱は、本市における芸術文化の振興・発展を図るため、防府市民（市内の学校に在学又は事務所に勤務する者を含む。）が芸術文化に関する全国規模の大会（以下「大会」という。）に予選、選考等を経て代表として出場する場合に交付する報奨金（以下「報奨金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象等)

第2条 市長は、予算の範囲内において大会出場者に対して報奨金を交付する。

2 報奨金の交付対象となる大会種別は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 国民文化祭（文化庁、開催県共催）

(2) 全国高校総合文化祭（文化庁、開催県共催）

(3) その他全国規模の大会で、国、地方公共団体又は全国規模の団体等が主催するもの

3 報奨金の額は、別表に掲げる額とする。

(交付申請)

第3条 報奨金の交付を申請しようとする者は、全国大会等出場報奨金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第4条 市長は、申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、報奨金を交付すべきものと認めるときは、報奨金の交付を決定し、報奨金を交付する。

(申請書の内容変更等)

第5条 交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請書の内容に変更が生じたとき又は大会が中止になったとき若しくは大会に出場しなくなったときは、速やかにその理由を記載した書面をもって、市長に届け出なければならない。

(大会結果報告書)

第6条 交付決定者は、大会終了後、全国大会等出場結果報告書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第7条 市長は、大会が中止になったとき若しくは交付決定者が大会に出場しなかったとき又はこの要綱に違反したとき若しくは虚偽の申請、届出若しくは報告をしたときは、報奨金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により報奨金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分について既に報奨金を交付しているときは、期限を定めて返還を命ずるものとする。

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

別 表

大会種別	団体報奨金	個人報奨金	備 考
高校生以上が出場する大会	1人当たり3,000円 50人を限度とする。	3,000円	指導者及び引率者（2人まで）を含む。（計2人まで）
中学生以下が出場する大会	1人当たり5,000円 50人を限度とする。	5,000円	

備考 防府市から他の参加経費（補助金を含む。）が交付されるものは、対象としない。

第1号様式

全国大会等出場報奨金交付申請書

年（ 年） 月 日

（あて先）防府市長

申請者 住 所

団体名

代表者名

_____年度_____大会に参加するので、下記のとおり報奨金の交付を申請します。

記

報奨金交付申請額_____円

（添付書類）

- 1 大会開催要綱
- 2 大会出場者名簿（団体）
- 3 大会出場が確認できる書類（表彰状、推薦状、出場決定通知書等）

第2号様式

全国大会等出場結果報告書

年（ 年） 月 日

（あて先）防府市長

交付決定者 住 所

団体名

代表者名

全国大会出場報奨金の交付を受けた大会に参加しましたので、その結果を報告します。

（添付書類）

- 1 成績の内容が確認できる書類